

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-024

人事外儀官
事務典房
次官官審審長長
臣官官審審長長

大外査 博代表
使研審

総対文会厚情オ
活察人國在儀警史

外 参報内
報 際外
官 文長 参一二

領 密政保対旅外

⑦ 地中東
⑧ 東西
長 一

北米長 密一二保地

中南長 密一二

欧 密西ソ洋
長 西東

参一二アア
長 一二

次総経途博
長 経漁国

参経エ国
安ネ二

参海 密準

経協長 審政国開無
参調技有理

⑨ 条協規
長

国 審政経入
長 参軍社

科審 科原

⑩ 審政調
長 企安

総番号 R149747

月 18日

平成 元年 8月 18日

外務大臣殿

韓国 発

本省 着

梁井大使

主管

亜北

在サハリン韓国人間題等

秘密指定解除

公文書監理室

第2613号 秘 至急

(以下FAX送信 SO6511-01)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

SL00011

(三八〇字)

往電サエ2596号に因し

在サハリヤ強国人尚題及在籍強燐者尚題
に因し、最近例年以上に当地紙が報道する等

当地ではその関心が強まり、2いさうに見え

れるところ。二れは尚題と65年当時の日露

請求権協定との関係に付き、当地では冒頭往

電報道のようにな⁽¹²⁾「在サハリヤ強国人尚題及在

籍強燐者尚題は日露請求権協定外にあり」

更に(12)「日露国交正常化交渉当時、両尚題は

請求権交渉の日露外にあり」とが両尚題の話し合

い山山を経緯がある」と指摘する向きがあるの

で、当地の対外応答振りの関係にあるため。

上記(12)の事実関係につき何分の後回電解いた

11。

(13)